

告 示

埼玉県選管告示第十八号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）において、
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙
人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和八年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一 登録基準日 令和八年二月二十六日

（ただし、年齢については令和八年三月八日）

二 登録日 令和八年二月二十六日